

建設リサイクル法の届出が オンラインでできます

令和6年3月1日（金）から
下記の表に該当する地域[※]での工事は、
「徳島県電子申請サービス」
からオンライン申請が可能です



工事を行う場所	受理窓口	問合せ先
小松島市、勝浦町、佐那河内村、神山町、北島町、藍住町、鳴門市、松茂町、板野町、上勝町	徳島県土整備事務所 建築指導担当口	088-653-8818
吉野川市、阿波市、石井町、上板町	吉野川県土整備事務所 総務担当（建築）	0883-26-3712
阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町	阿南県土整備事務所 企画担当（建築審査指導）	0884-24-4220
美馬市、つるぎ町	美馬県土整備事務所 企画担当（建築指導）	0883-53-2214
三好市、東みよし町	三好県土整備事務所 企画担当（建築）	0883-76-0609

※徳島市内の工事は「徳島県電子申請サービス」の対象外となるので、ご注意ください。

○対象となる工事の詳細は、徳島県のHP

「建設リサイクル法（届出について）」をご確認ください。

○問合せ先

【操作方法に関すること】

（固定電話から）

電子申請サービスヘルプデスク 0120-464-119（平日9:00～17:00）

（固定電話以外）

電子メール：help-shinsei-tokushima@apply.e-tumo.jp

FAX：06-6733-7307

【届出の内容に関すること】

上表の問合せ先にご連絡ください。



徳島県県土整備部
建設管理課

手続きは裏面
をチェック！

オンライン手続きの流れ

1. 「徳島県電子申請サービス」ページから検索キーワードに「リサイクル」と入力し、「絞り込みで検索」をクリック



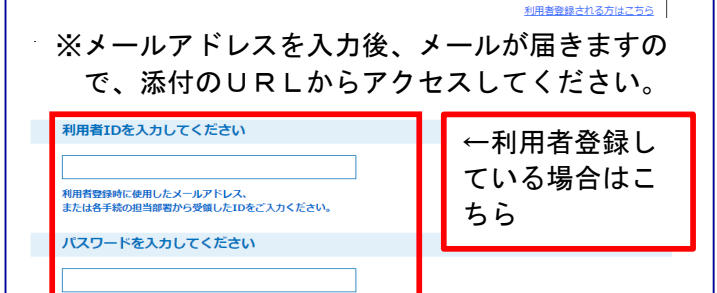
3. 必要事項を記入、添付書類を登録し、「確認へ進む」をクリック、次の申込確認ページで「申込む」をクリック



2. 手続き一覧から「建設リサイクル法第10条に係る届出」を選択

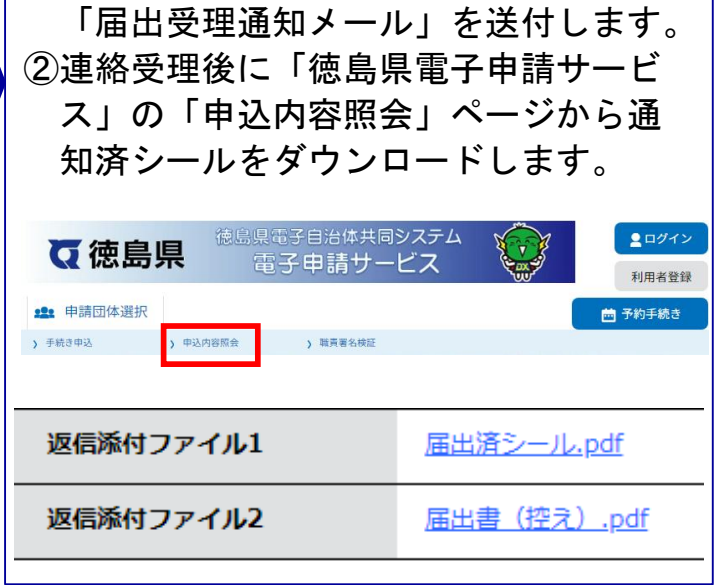


利用者登録の有無に係わらず、申請が可能です。登録しない場合は、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリック



※メールアドレスを入力後、メールが届きますので、添付のURLからアクセスしてください。

4. 届出済シール等のダウンロード方法
①県の担当職員が届出書を確認後、「届出受理通知メール」を送付します。
②連絡受理後に「徳島県電子申請サービス」の「申込内容照会」ページから通知済シールをダウンロードします。



ご注意ください

1. 工事着手するには、第10条の届出を**着手する日の7日前までに受付する**必要があります。
2. **受付は受理審査を行い、不備がないことを確認した日**となります。
(必ずしも届出日が受付日になるとは限りません)
3. 届出が時間外（平日8時30分から17時15分以外）、休日・祝日等の場合、受理審査は翌開庁日以降となります。その場合、**届出日は翌開庁日以降の日付**としてください。
4. 届出内容に不備がある場合、担当者から連絡させていただくことがあります。
なお、この場合の受付日は**改めて不備がないことを確認した日**となります。